



特定社会保険労務士 原 敏昭

原労務管理事務所便り

連絡先：〒133-0055 東京都江戸川区西篠崎 2-7-3 2
TEL 03-3679-6713 FAX 03-3679-6719
E-mail: harasr@agate.plala.or.jp
URL: <http://www.harasr.com/>

下請法のポイントと法違反対策 ～下請 G メンが動きだした！

◆「下請法」とは？

下請法は、正式名称を「下請代金支払遅延等防止法」といい、下請取引の公正化・下請事業者の利益保護を目的としています（下請法第 1 条）。

下請法の対象となる取引は、事業者の資本金規模と取引の内容で定義されています。大まかにいうと、事業を発注する「親事業者」とそれを引き受ける「下請事業者」があり、親事業者の一方的な都合により、発注後に下請代金が減額されたり、支払いが遅延したり、納品物の受領拒否がないようにしたりするために制定された法律です。

【親会社の義務】

- ・書面の交付義務：発注の際、ただちに 3 条書面を交付すること
- ・支払期日を定める義務：下請代金の支払期日を給付の受領後 60 日以内に定めること
- ・書類の作成・保存義務：下請取引の内容を記載した書類を作成し、2 年間保存

すること

- ・遅延利息の支払義務：支払が遅延した場合は遅延利息を支払うこと

【主な禁止事項】

- ・受領拒否：注文した物品等の受領を拒むこと
- ・下請代金の支払遅延：下請代金を受領後 60 日以内に定められた支払期日までに支払わないこと
- ・下請代金の減額：あらかじめ定めた下請代金を減額すること
- ・返品：受け取った物を返品すること
- ・買ったとき：類似品等の価格又は市価に比べて著しく低い下請代金を不当に定めること
- ・購入・利用強制：親事業者が指定する物・役務を強制的に購入・利用させること

◆下請取引の現況

公正取引委員会の運用状況（2016 年度上半期（4～9 月））によると、下請法に違反した親事業者を指導した件数は 3,796 件と昨年度の上半期に比べ 433 件増え、過去最多となっています。

また、「指導」より重く、事業者名を公表する「勧告」は

3 件で、昨年度上半期を 1 件上回りました。

◆下請法違反対策への取組

経済産業省と中小企業庁は、昨年 12 月より下請法の運用を厳しくしています。また、今年 1 月からは、取引調査員（下請 G メン）を配置し、年間 2,000 件以上の下請中小企業を訪問して違反がなかったかを調べる取組みを始めました。

企業（親事業者）には、下請事業者が泣き寝入りすることのないような取引が求められます。

「社会保険未加入事業所」の実態と今年度の加入促進対策

◆未加入の事業所の 6 割が「保険料の負担が困難」

厚生労働省は、3 月末に「社会保険の加入状況にかかる実態調査」の結果を公表しました。

この調査は社会保険の未加入が疑われる約 63 万事業所を対象に実施し、「未加入」と回答した事業所は 13 万 5,490 事業所でした。そのうち、加入手続を行って



いない事業所は 6 万 4,446 事業所でした。未加入の理由として、約 6 割の事業所が「保険料の負担が困難」であることを挙げています。

なお、未加入被保険者が多い業種は「不動産業」11.3%、「建設業」8.5%、「料理・飲食店業」6.9%、「飲食料品小売業」6.5%でした。

◆厚労省による加入促進の対策は？

厚生労働省は調査結果を踏まえ、この 4 月から社会保険の加入促進をより一層強化することを明らかにしています。

具体的な対策として、「飲食業」「理容・美容業」「社会福祉事業」が新規事業所の許可申請を行う際に、社会保険の加入状況を確認することになります。従来は「建設業」や「運送業」が国土交通省に許可申請の際に加入状況の確認行っていました。新たに対象業種が追加となります。

加入が確認できなかった場合には、日本年金機構や各都道府県の労働局へ通報し、加入勧奨を行います。

この取組みは今年 7 月から実施が予定され、今後は

厚生労働省の所管以外の業種にも要請をすることであります。また、既存の事業所への対策として、加入すべき被保険者数が 5 人以上の事業所から優先的に加入指導を行い、意図的に届出を行わない事業所には立入り検査を実施します。

◆今後はより効率的に

近年の社会保険の加入促進の取組みとして、平成 27 年度からは、国税庁の情報提供を受けたことにより、従業員の給与を支払っている事業所の把握が可能となりましたが、そのデータを加入指導に活用したことにより、加入につながることができているようです。

今後はより効率的に事業者調査を実施し、加入指導を行うとしています。

「技能実習」に関する改正法が 11 月施行 ～介護職種を追加するとともに監督を強化

◆外国人技能実習機構を新設へ

政府は、外国人技能実習制度の範囲に「介護職」を加えるとともに、制度に基づき日本国内の企業や農家で働く外国人への人権侵害

に対する罰則を設け、受け入れ先への監督を強化する技能実習適正化法の施行日を 11 月 1 日と定める政令を閣議決定しました。受け入れ先の企業が今年 1 月に新設された認可法人「外国人技能実習機構」に実習計画を提出し、認定を受ける新制度が始まります。

また、政府は、外国人の在留資格に「介護」を新設する出入国管理及び難民認定法の改正法を 9 月 1 日に施行することも決めました。

◆受け入れ対象は拡大、違法就労への監督は強化し罰則も施行される法律のポイントは、以下の通りです。

- （1）実習生の受け入れ先を監督する外国人技能実習機構を新設する
- （2）実習生ごとに実習計画をつくり、機構が内容をチェックする
- （3）実習生の人権を侵害する行為への罰則を設ける
- （4）実習生の受け入れ期間を最長 3 年から 5 年に延長する

受け入れ先の企業や団体を監督する「外国人技能実習機構」を新設し、受け入れ先は機構に実習計画を示し、認定を受けることが求められます。